

行政減量・効率化有識者会議ヒアリング説明資料
(独立行政法人 日本学生支援機構)

平成20年4月21日
文部科学省

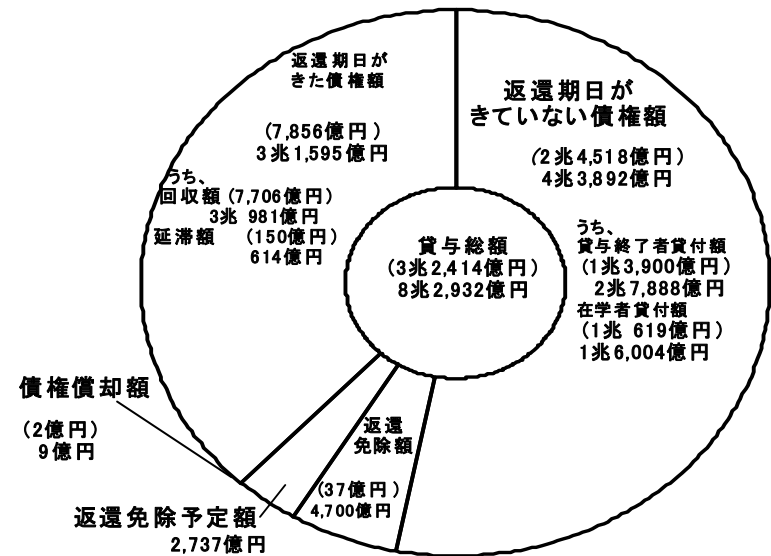
奨学金事業の概要と貸与金の状況

○ 奨学金事業の概要

平成20年度予算 (独) 日本学生支援機構奨学金事業		
貸与人員: 121.9万人 (7.5万人増)		
事業費総額: 9,305億円 (801億円増)		
区 分	無 利 子 貸 与 事 業	有 利 子 貸 与 事 業
貸 与 人 員	46.8万人 (0.1万人増)	75.0万人 (7.4万人増)
事 業 費	2,793億円 (16億円増)	6,512億円 (786億円増)
	うち一般会計・ 財政融資資金	(財政融資資金)
	(政府貸付金及び高等学校等奨学金事業交付金) 1,036億円 (1億円増)	4,541億円 (709億円増)
対 象 学 種	大学・短大、高専、大学院、 専修学校専門課程 ※高等学校・専修学校高等課程は平成17年度 入学者から順次都道府県へ移管	大学・短大、高専(4・5年生)、大学院、 専修学校専門課程
貸 与 月 額	定 額 (私立大学自宅外通学の場合) 6.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円 ※貸与月額の新設
貸与基準	学力	①高校成績が3.5以上 ②大学成績が学部内において 1/3以内
	家計	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な 能力を有すると認められる学生 ③勉学意欲のある学生
		998万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
		1,344万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返 還 方 法	卒業後20年以内	卒業後20年以内 (元利均等返還)
貸 与 利 率	無 利 子	上限3% (在学中は無利子) 学生が選択 (利率は平成20年3月現在) 利率見直し方式 利率固定方式 (5年毎) 0.9% 1.5%

※無利子貸与事業には高等学校等奨学金事業交付金分 (291億円、12.6万人相当) を含む。

○ 現在までの貸与金の状況 (昭和18年度～平成18年度)



(注) ・ () 内は、有利子貸与で内数である。
・延滞額には、旧日本育英会時代から継続している債権を含む。

○ 現在の貸与金の状況 (平成18年度末現在)

総貸与残高 (A) : 4兆7,243億円
要返還債権額 (B) : 2兆8,503億円
リスク管理債権額: 2,074億円
(うち返還期日がきた債権額: 601億円)

〔 Aに占めるリスク管理債権額の割合: 4.4%
Bに占めるリスク管理債権額の割合: 7.3% 〕

(注) リスク管理債権額とは、返還期日を3ヶ月以上経過して延滞している債権の貸付元金残高であり、返還期日がきていない債権額を含む。

延滞債権の回収強化に係る具体的対策

回収強化の徹底

1. 貸付金の回収強化策として平成18年度以前は、主に以下の方策を実施してきた。
 - ① 外部委託を活用した滞納者への督促の拡大や、連帯保証人・保証人に対する請求の早期化。
 - ② 延滞1年以上で過去1度も入金のない、または1年以上入金のない延滞者の一部を対象として、債権回収業務を包括的に委託。
 - ③ 1年以上の延滞者全員を対象として、法的措置を前提とした請求行為を徹底し、必要に応じて法的措置を実施。
2. また、平成19年度からは、以下の方策を実施している。
 - ① 原則として延滞1年以上の全ての者に対して3年計画で法的措置を前提とした督促を実施。
 - ② 口座振替方式の全員加入の徹底を図るため、学校と連携の下、貸与終了時に口座振替方式への加入を義務付け。
 - ③ 住所不明者の発生防止のため、貸与終了時に住民票の提出を義務付け。
 - ④ 口座振替不能の初期の段階において、口座振替不能者に対して民間委託を活用し電話督促を行うとともに、入金約束をした者に対して電話により入金を確認。
 - ⑤ 延滞率・口座振替方式加入率が平均を下回る学校に対して、その改善・向上に向けた指導の徹底を要請するとともに、返還状況を踏まえ学校の実施する返還説明会への機構職員の派遣を拡充。
 - ⑥ 口座振替方式未加入者に対し、民間委託を活用した電話による加入督促等を強化。
 - ⑦ 延滞者の実状を把握するための属性調査を充実・強化。

延滞債権の回収強化に係る具体的対策

回収強化の徹底

3. 加えて、平成20年度からは、コンビニ等を活用した収納方式の導入、住所不明者に対する調査を拡充するなどの回収強化策を予定しており、加えて、以下の更なる回収方策について検討を行い、可能なものについては早期に実施する。

- ① 法的措置を前提とした督促について、原則として延滞12ヶ月以上を対象として実施しているが、早期化を図ることについて検討。
- ② 住所把握を確実なものとするため、平成19年度貸与終了者から住民票の提出を義務化したところ。その効果を踏まえつつ、返還期間中の住所把握を一層徹底。
- ③ 学校別内示数に関する延滞率の比重を高めるなど、学校における返還指導のより一層の促進を図るための方策について検討。

4. 回収に係る抜本的な措置については、現在、機構内に「奨学金の返還促進に関する有識者会議」を設置し、具体的な回収強化策を検討中である。

(参考)有識者会議委員	大学等関係者5名、民間金融機関3名、弁護士1名
開催状況	平成19年10月・11月・12月、平成20年1月・3月・4月

5. 機構内に「奨学金の回収強化等に係る方策検討のためのプロジェクトチーム」を設置(平成19年7月)しており、これまで民間債権回収業者や民間保証機関と奨学金の回収強化のための効果的な回収方策等についての意見交換などを行い、情報収集や機構内部での検討を行っているところ。これらの蓄積を踏まえ、「奨学金の返還促進に関する有識者会議」と連携し、奨学金の回収強化のための効果的な回収方法等の検討・策定に資することとしている。

奨学金の返還促進に関する有識者会議について

奨学金の返還促進に関する有識者会議のこれまでの検討状況

- ◆ 「奨学金の返還促進に関する有識者会議」を平成19年10月に設置し、これまでに6回開催。
- ◆ 同会議は、奨学金の回収強化のための効果的な回収方策や次期中期目標期間における回収目標などについて検討を行い、平成20年5月を目途に最終報告を取りまとめる予定。
- ◆ 有識者会議における検討の方向性
 1. 貸与時の取扱いに関する改善・見直し
 - (1)保証機能の向上のための方策(人的保証と機関保証)
 - 返還誓約書の提出時期を採用時に早期化
 - 機関保証制度について積極的な周知・徹底
 - (2)学校との連携強化のための方策
 - 返還方策について学校に対し積極的な広報・周知
 - 学校別内示数の算定における延滞率の比重を高める
 - (3)その他
 - ①適格認定の厳格な実施
 - 停止・廃止等の措置の厳格な実施
 - 適格認定時における自己の奨学金情報の確認
 - ②リレー口座加入の徹底
 - リレー口座加入時期を早期化

奨学金の返還促進に関する有識者会議について

2. 返還促進のための具体的方策

(1) 延滞状況を早期解決するための取組み

- 早期における督促の集中的実施
- 住所調査の更なる徹底

(2) 法的措置の徹底

- 法的措置の早期化及び延滞者全員に対する法的措置の原則実施
- 延滞者等に対し法的措置について早期に周知

(3) 民間回収業者への回収委託

- 回収効果の見込める初期延滞債権について民間委託を実施

(4) 返還者がより返還しやすい仕組みの導入

- 返還猶予制度の周知・改善

(5) その他返還を促進するための方策

- ①個人信用情報機関の活用
- ②返還相談機能の抜本的強化
- ③回収についての目標設定

- 合理的な根拠を持った数値の設定

※上記のうち、可能なものから順次、平成20年度中に対応。

◆ 機構のみでは実現が困難な課題について、関係機関と協力した更なる方策を検討する。

文部科学省の対応

文部科学省として、機構の有識者会議の最終報告を踏まえて、更に検討を進める。

延滞債権の回収強化に係る具体的対策

延滞債権の回収強化に係る具体的対策

1. 延滞者に対する早期の対応

- ◆ 原則として延滞1年以上のすべての者に対して法的措置を前提とした督促の実施
⇒ 過去の10万人の延滞者に対し、3ヵ年計画(平成19～21年度)で実施中
- ◆ 法的措置を前提とした督促の実施の早期化を検討
- ◆ 1年未満の延滞者に対する電話督促の強化

2. 民間を活用した収納・督促

- ◆ 延滞者に対するコンビニ等を活用した収納方式の導入(平成20年10月実施予定)
- ◆ 民間債権回収業者への委託等を、費用対効果の分析を踏まえ実施

3. 住所把握の徹底

- ◆ 返還誓約書提出時(1月末)における住民票の提出を新たに義務付け
- ◆ 住所不明者に対する追跡調査の徹底
- ◆ 他の公的な本人確認制度との連携可能性の検討

4. 大学等との連携・強化

- ◆ 貸与開始時から終了時にわたる返還意識の強化・徹底
- ◆ 卒業生の延滞率の高い大学等への指導の強化

5. 抜本的な回収強化に向けた更なる検討

- ◆ 機構内に組織横断的な回収強化PTを設置し、有識者ヒアリング等を実施、更に、奨学金の返還促進に関する有識者会議を平成19年10月に設置し、具体的な回収強化策について検討
- ◆ 延滞者の実状を把握するための属性調査を充実・強化
- ◆ 機関保証制度の検証と適切な運用

独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)(抄)

事務及び事業の見直し

【奨学金貸与事業】

○延滞債権の回収率向上を図るための抜本的な対策を平成20年度中に策定することとし、所要の措置を講じる。

○3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討する。

【留学生支援事業】

○東京国際交流会館のプラザ平成の企画・管理・運営業務及び広島国際交流会館の管理・運営業務に係る民間競争入札を導入する。また、プラザ平成については、平成20年度末までに廃止も含め在り方につき結論を得る。

【学生生活支援事業】

○学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、障害のある学生の修学支援を始め、各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施する。

【市場化テストの拡大】

○国際交流会館については、平成20年度に広島国際交流会館において落札者による管理・運営業務を実施することに加えて、同年度に新たに大阪第二国際交流会館において民間競争入札を実施し、21年度から落札者による管理・運営業務を実施する。これらの民間競争入札の検証結果等も踏まえ、残る11館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進する。

組織の見直し

【組織体制の整備】

○日本語教育センターの私費外国人留学生に係る学生数の半減に伴う運営体制の見直し等を行う。

【人員、組織の徹底したスリム化】

○奨学金の回収業務をはじめとする各事業について積極的に競争入札による民間委託を推進し、その結果をも踏まえ、組織の簡素化を図るとともに、次期中期計画終了時(平成25年度)までに、現行中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。

運営の効率化及び自律化

【保有資産の見直し】

○東京日本語教育センターについては、周辺環境や建ぺい率・容積率規制等に留意するとともに、施設の機能、地元自治体との関係、大学への進学を希望する学生を教育するという施設の性格等を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。

○市谷事務所の立地や保有形態の在り方について、事業の在り方、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。

○国際交流会館について、地元自治体との密接な連携を重視するとともに、地域の国際交流拠点としての役割を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。

○高円寺宿舎については、奨学金の貸付債権に係る貸倒引当金の財源であることを考慮しつつ、利用率、老朽化等を踏まえ、関係機関とも相談のうえ、売却を含めた資産の在り方について平成20年度中に結論を得よう検討する。

奨学金の返還促進に関する有識者会議

有識者会議の概要

平成18年12月24日に行政改革推進本部において決定された「『独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案」において、奨学金の回収強化に関して、「貸与した奨学金の回収については、事業の健全性を確保するため、抜本的な強化を図る必要があることから、民間有識者を含めた検討体制の下で、その原因分析を行い、かつ、効果的な回収方策を検討・策定し、その着実な実施を図ることとする。」とされている。

これを踏まえ、奨学金貸与事業に関して識見を有する大学等関係者、民間金融関係者、法曹関係者の民間有識者を構成メンバーとする「奨学金の返還促進に関する有識者会議」を設置し、検討を進めている。

＜委員＞	市古 夏生	(いちこ なつお)	お茶の水女子大学教授(座長)
	加山 勝俊	(かやま かつとし)	社団法人しんきん保証基金常務理事
	黒葛 裕之	(くろくず ひろゆき)	関西大学教授
	小林 雅之	(こばやし まさゆき)	東京大学教授
	斉藤 鉄生	(さいとう てつお)	早稲田大学学生部奨学課長
	白井 淳一	(しらい じゅんいち)	信金ギャランティ株式会社代表取締役社長
	宗野 恵治	(そうの えいじ)	弁護士
	濱中 義隆	(はまなか よしたか)	独立行政法人大学評価・学位授与機構准教授
	藤村 直	(ふじむら ただし)	三井住友銀行融資管理部長

「奨学金の返還促進に関する有識者会議」における主な意見

- ◆ 返還誓約書の提出時期を採用時に早期化すべきではないか。
- ◆ 機関保証制度について、より積極的な周知・奨励を図るべきではないか。
- ◆ 学校別内示数に関する延滞率の比重を高めるべきではないか。
- ◆ 法的措置の早期化を図るとともに、原則として延滞者全員に対して法的措置を実施すべきではないか。
- ◆ 回収効果の見込める初期延滞債権について重点的に民間委託を実施すべきではないか。
- ◆ 多重債務化への移行防止及び返還促進の観点から、個人信用情報機関の活用を図るべきではないか。